議会運営委員会委員会調査報告書

令和5年8月1日(火)から2日(水)まで、長崎県議会及び福岡県議会において、議会運営の状況、オンラインを活用した委員会及び議会における手続のオンライン化について調査を 実施したところ、その概要は次のとおりでした。

神奈川県議会議長 加藤元弥様

議会運営委員会委員長 杉 本 透

1 調査の概要

- (1) 調査箇所 長崎県議会及び福岡県議会
- (2) 出席委員 杉本透委員長、近藤大輔副委員長、 大村悠、市川和広、綱嶋洋一、田中徳一郎、渡辺紀之、 土井りゅうすけ、米村和彦、青山圭一、石川裕憲、柳瀬吉助、 古賀照基、日浦和明の各委員
- (3) 随 行 者 樋口グループリーダー、西澤主任主事、渡部主事 (議会局議事課)
- (4) 調 査 日 令和5年8月1日(火)から2日(水)まで
- (5) 行 程 【8月1日】

羽田空港 → 長崎空港 → 長崎県議会 → 長崎駅 → 博多駅 → 福岡市内(泊)

【8月2日】

福岡市内 → 福岡県議会 → 福岡空港 → 羽田空港

2 長崎県議会

(1) 調査目的

長崎県議会では、令和3年3月に、オンラインを活用した委員会が開催できるよう 委員会条例を改正している。

そこで、今後、当県議会においても、オンラインを活用した委員会の開催を検討する際の参考とするため、長崎県議会における取組を調査するとともに、議会運営に関する取組を把握し、当県の議会運営の向上に資するものとする。

(2) 長崎県議会事務局出席者

議会事務局長、議事課長、議事課長補佐、議事課係長及び政務調査課課長補佐ほか

(3) 委員長挨拶



(4) 長崎県議会事務局(議会事務局長) 挨拶

(5) 概要説明

以下の内容等について、説明があった。

- ア 議会の構成
- イ 会期
- ウ 議会運営委員会
- エ 本会議の運営
- 才 委員会
- カ 議案の説明に係る協議等の場
- キ 議会改革の取組状況
- ク オンラインを活用した委員会
- ケ 電子表決システム

(6) 質疑応答

- 質 疑 オンラインを活用した委員会の導入までの背景として、新型コロナウイルスの感染拡大を理由としたものなのか、それとも、コロナ前から取り組んでみようという話はあったのか。
- 応 答 令和2年4月30日付総務省自治行政局行政課長通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」において、本会議の出席については、現に議場にいることと解されているが、委員会については、オンラインを活用して開催することは差し支えないとの通知があった。

ちょうど、この通知が発出された頃、長崎県でも新型コロナウイルス感染症に罹患した議員が出てきたため、導入を進めることとした。

なお、地方自治法上の議事の公開の原則により、必ず審議する議事は公開しなければならないため、まずは、オンライン中継を行っていない議会運営委員会について、令和3年から始めた。

また、議事の公開に当たり、研究を進めたところ、委員会室ごとにモニター2台及びWeb会議ツール(WebexMeeting)1ライセンスが必要という結論に至り、令和4年の夏にそれぞれ購入し、令和4年9月定例会からは、各常任委員会(4委員会)でオンライン委員会を実施できるような体制を整えた。

- 質 疑 長崎県議会委員会条例第10条の2で「新型コロナウイルス感染症のまん 延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合」を委員会開 催方法の特例の要件と規定しているが、「その他の事情」は具体的にどう いったものなのか、また、その範囲はどのように定めているか。
- 応 答 当初、議会運営委員会において始めた際には、基本的には、新型コロナ ウイルス感染症対策を理由したものと、その他として、大規模災害の発生

時を対象としていた。

しかしながら、その後、総務省からの通知等を踏まえ、会議規則の欠席 事由に当たるような病気、公務疾病、出産、育児、家族の介護等に該当す るような場合でも対象とするものとしている。

なお、これらは明文化した規定ではなく、議会運営委員会において決定 したところである。

- **質 疑** 長崎県議会オンライン委員会運営要綱第2条で、オンライン参加委員の 責務として、「情報セキュリティ対策を適切に講じること」とあるが、具 体的にそのようなことを想定しているか。
- 応 答 基本的に、一般的なウイルス対策ソフトウエアはインストールしている と考えており、常識の範囲で、適切なセキュリティー対策を講ずるよう明 文化したものである。
- 質 疑 一般質問の質問時間について、当県議会では1人30分以内で、答弁時間 は含めないとしているが、長崎県議会では、答弁時間を含めて1人60分以 内となっている。質問者によって、様々な質問方法があると思うが、質問 の項目数や答弁時間など、おおむねの質問方法のイメージを教えてほしい。
- **応 答** 全体で質問時間60分というのは、質問方式にかかわらず共通となっている。

なお、一括質問一括答弁方式に限っては、一括した質問時間を25分、一括した答弁時間を25分、残りの時間10分を再質問の時間とする例が多い。

また、一問一答方式と分割質問方式については、持ち時間の60分を(質問時間何分、答弁時間何分等といった)制約なく質問を行っており、質問数に制限はないが、議員は、これまでの経験を基に通告を行っている。

なお、議員間において、一問一答方式により質問を行う場合には、必ず 持ち時間内に通告した全ての質問を行うよう申し合せている。

- **質 疑** 議案説明会について、地方自治法に基づく協議等の場ではないとのこと だが、以前から行われていなかったのか。
- **応答** 議会において、議案説明に係る場は設けていないと認識している。

ただ、議会運営委員会において議案の内容が示されるので、それ以降の 1週間で、(議会事務局は関与していないが)理事者側が各会派と日程を 調整して、執務室において理事者が説明している。

なお、理事者における当該議案説明は、全ての会派において行われている。

- 質 疑 本会議等で質問・質疑する議員にとっては、提出議案の内容について理解を深める場が必要となる。全議員が議場に集まって行うのではなく、各会派が理事者側に直接連絡し、行っているということか。
- 応答 お見込みのとおり。
- **質 疑** 当県議会では、地方自治法に基づく協議等の場として、議案説明会を行っている。長崎県議会においては、協議等の場として設けているものはあるか。
- 応 答 会議規則でうたっているのは、全員協議会で、2月定例会の前に、会派 構成を協議している。このほか、各会派代表者会議及び委員長会義があ り、計3つとなる。
- **質 疑** オンラインを活用した委員会を開催したとのことだが、オンライン出席 委員からのカメラ目線は、どういった構図になっているのか。委員会室全 体が映っているような構図なのか。
- 応 答 通常のテレビ会議と同様に、1つは自分(オンライン出席委員)の映像で、もう1つは委員会中継画面(上部から2か所撮影しているカメラワーク)が投影されている。
- **質 疑** オンラインを活用した現地調査を特別委員会において実施しているとのことだが、委員会室に設置しているシステムを使用せず、現地で調査先の方が参加される場合は、どのようになっていたのか。
- 応 答 当時は、委員会室内の設備を購入する前であったため、県庁舎行政棟の テレビ会議ができる会議室を利用して現地調査を行っており、相手側(調 査先)には委員全体の様子を、委員側には調査先の説明者(1名の顔)の 顔を写し、その2つが投影される形で行った。
- 質 疑 長崎県議会オンライン委員会運営要綱第3条において、委員会にオンラインによる参加を希望する委員は、原則として、オンラインによる参加を希望する日の1日前の午後1時までに、オンライン参加申請書を委員長に提出しなければならないとあるが、あくまで委員が、委員長に申し出るということか。
- **応答** 実務的には、事務局職員を経由して申し出ることもあると想定している。

- 質 疑 オンライン参加申請書の提出があった際、長崎県議会オンライン委員会 運営要綱第3条第2項において、「委員長は、あらかじめ副委員長及び各 会派代表者の意見を聴くことができる」と規定しているが、どういったことか。
- **応 答** 委員の参集が困難である事情等について確認するといった趣旨である。 なお、新型コロナウイルス感染症の流行時には、濃厚接触者の対象となり参集できないといった場合は、オンライン参加に疑義はないという状況 になっている。
- **質 疑** 委員会のオンライン配信はされているか。また、オンラインで委員会に 参加した場合の配信方法は、どのようになっているか。
- 応 答 通常は、委員会室に2つあるカメラの映像を切り替えながら中継しているが、仮に、オンラインにより出席する議員がいる場合には、オンラインの画面(委員会室内のモニターに投影されるもの)を配信するような形を考えているが、実践したことはない。
- **質 疑** ユーチューブで生中継をしているとのことだが、録画中継もユーチューブで行っているのか。

また、委員会が終わった瞬間から見ることができるのか。場合によっては、修正等のため一定時間を置いてからとなるのか。

さらに、本会議も同様の取扱いか。

- **応 答** 委員会の録画中継は、ユーチューブですぐに見ることができる。 また、本会議の中継は、ユーチューブではない別のシステムを使用して おり、配信までに1日置いている。
- 質 疑 過去に、通年議会を実施していたとのことだが、現在は、年4回の定例 会ということである。通年議会を実施していたときは審議日数等、実際は どのような感じであったのか。
- 応 答 平成24年度は、5月23日に開会し、翌年3月22日に閉会、会期は304日間 となった。なお、現在の「定例会」を、当時は「定例月議会」と称してい た。

また、通年議会の前年、平成23年度の会期日数は、98日間であったが、通年議会の定例月議会として活動していた日数は、平成24年度は158日間、平成25年度は136日であり、約1.5倍となった。そのため、理事者側においても業務の執行に支障が生じていたと承知している。

- **質 疑** これまで、議員においても、新型コロナウイルス感染症に感染した方 や、濃厚接触者となった方がいらっしゃったと思うが、オンラインを活用 して委員会に出席したいという意向は、議員からあったのか。
- 応 答 常任委員会については、令和4年9月からオンライン委員会の運用を開始しており、オンラインにより参加したい旨の要望はなく、また、相談もなかった。
- **質 疑** 例えば、親の介護等のため、オンラインにより委員会に出席することは 可能かと思うが、実情として、オンラインによる出席を控えるような雰囲 気はないのか。
- **応 答** 制度上、オンラインにより委員会に出席できるので、申請があれば、開催することができるが、実態としては、申請がない状況である。



(7) 委員長挨拶

(8) 委員会室及び議場視察、電子表決システムの模擬体験









(9) 調査結果

当県議会では、議長からの諮問により議会改革検討会議において、オンラインを活用した会議について検討した結果、当面は、対象会議(会議規則に基づく協議又は調整の場のうち一部の会議)において、オンライン会議を試行的に開催するとの結論に至ったところであり、常任委員会等におけるオンラインの活用については、今後の検討課題とされたところである。

一方、長崎県議会では、「新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要がある場合又はその他の事情がある場合」において、委員会の招集場所への招集が困難な委員から求めがあった際に、オンラインによる委員会が開催できるよう、令和3年3月に委員会条例を改正した後、表決の方法その他必要な事項を定めた「長崎県議会オンライン委員会運営要綱」を制定したとのことである。

また、オンラインを活用した委員会の運用については、議会運営委員会において試行した後、令和4年9月からは常任委員会等での運用を拡大した。同時開催する委員会数が4つあるため、運用拡大に併せてモニターやWebexMeetingのライセンスを購入するなど、設備整備を行ったとのことだった。なお、オンラインにより委員会に参加する際には、県が貸与しているタブレット端末(iPad)及び議員が所有する通信端末により参加可能であるとのことだった。

なお、委員会室を視察した際には、オンライン委員会を模擬体験(貸与端末を用いてオンライン委員会に参加するものとして、WebexMeetingに接続し、委員会室とオンライン参加者が表示されるモニターの投影状況を確認する等)したことから、イメージとして捉えていたオンライン委員会がより明確なものとなり、理解をさらに深めることができた。

これら長崎県議会における議会運営及びオンライン委員会に関する取組は、今後、 当県議会において議会運営及びオンラインを活用した委員会を検討する上で、大いに 参考となった。

3 福岡県議会

(1) 調查目的

福岡県議会では、議会における手続のうち、陳情について、令和3年4月からオンラインを活用して手続することが可能となっている。

地方自治法の一部改正に伴い、議会における手続のオンライン化が規定され、令和6年4月1日から施行されることから、当県議会においても、今後、議会における手続の取扱いについて検討していくに当たり、福岡県議会における取組を調査するとともに、議会運営に関する取組及びオンラインを活用した委員会に関する取組を把握し、当県の議会運営の向上に資するものとする。

(2) 福岡県議会事務局出席者

議会事務局事務局長、議事課長、総務課課長補佐、議事課課長補佐、議事課議事第 二係長、調査課企画監及び調査課政策企画支援室長ほか

(3) 委員長挨拶



(4) 福岡県議会事務局(事務局長)挨拶

(5) 概要説明

以下の内容等について、説明があった。

- ア 議会の構成
- イ 会期
- ウ 議会運営委員会
- エ 本会議の運営
- 才 委員会
- カ 議案の説明に係る協議等の場
- キ 議会改革の取組状況
- ク オンラインを活用した委員会
- ケ 議会における手続のオンライン化

(6) 質疑応答

質 疑 電子申請サービスについて、陳情をはじめ、全体でどれくらいの申請があるのか。

- **応答** 県全体(警察含む)で電子申請可能な手続きは約5,400件あると言われている。
- **質 疑** 陳情のオンライン手続き(申請)を実際に導入してみて、問題点や申請者から問合せが多い内容は、どのようなものがあるか。
- 応 答 電子申請があった際、担当者あてにメールが送られてくるシステムとなっているが、令和4年にシステムが変更された際に、システムに不備があり、担当者あてにメールが届かなかったため、申請者からの電話で申請に気づいたといった例があった。この案件があって以降、毎日、申請システムを確認するといった対応を行っている。

また、申請者に対して、電話やメールで補正指示を行っても、気づかない方がいる。最終的に、相手方から連絡をいただく必要があるので、対応 状況に留意しながら対応している。

- 質 疑 申請結果は、自分で確認するのか。
- **応答** オンライン申請が受け付けられた場合、申請者に受理完了のメールが送信されるため、申請者自身がメールで受理完了を確認することになる。
- **質 疑** 確認した結果、オンライン申請ができてきなくて、受理されなかったような事例はあるのか。
- **応答** そのような事例はない。申請時にメールアドレスを入力するため、メールでやりとりができれば、陳情は受理される。

陳情が、郵送にて提出された場合、文書が到達したことをもって受理しているので、それとの均衡もある。

- 質 疑 陳情を郵送で提出する場合の締切日と、電子申請により提出する場合の 締切日は同じか。例えば、電子申請により陳情を提出し、補正指示があっ た際に、申請者が補正指示に気づかず、締切日に間に合わなくなる可能性 もあると思うが、電子申請も同じ日に締め切るのか。
- **応 答** 福岡県議会では、陳情は審議されないので、受付という概念があまりない。神奈川県議会とは、そこが異なっている。
- 質 疑 議会運営について、福岡県議会では、議案説明会を設置していないとの ことだが、以前から行っていないのか。また、議案の内容については、各 会派において、それぞれ説明を受けているのか、その辺の状況は、どのよ うになっているのか。

応答 今までもおそらく行っていない。

なお、議案の内容については、執行部が各会派と日程を調整した上で、 個別に説明を行っている。

- **質 疑** 電子申請の利用者登録については、1回行えばよいのか、それとも申請 の都度、行うのか。
- **応 答** 陳情は、利用者登録を行わず、メールアドレスにより申請される場合が 多いため、申請の都度、申請前の仮受付手続を行う必要がある。

【補足】

電子申請サービス(ふくおか電子申請サービス)を利用する際は、2つ方法があり、利用者登録を行い、IDやパスワードによって本人確認を行い、ログインして行うものと、利用者登録せずにメールアドレスにより申請する方法があるとのこと。

- 質 疑 陳情の審査結果について、陳情者に、どのように通知するのか。
- **応答** メールでは行っておらず、確認する必要がある。

福岡県議会では、陳情を常任委員会等に回付するものとされており、委員会の審議では、委員に対して委員長から意見や質問等があるか確認されるのみであるため審査は行っていない。そのため、陳情に対する審査結果というものがない。

- **質 疑** 本県議会では、口頭陳情を行っているが、福岡県議会でも行っているのか。また、点字による陳情の取扱いはあるのか。
- **応答** 口頭陳情は行っていない。また、陳情に係る点字の取扱いはない。
- 質 疑 福岡県議会における請願・陳情の状況(令和元年度から5年度)を見ると、令和3年度の受付件数が、他の年に比べて非常に多くなっている。その中で、オンライン申請システムを入れたら14件ということで、多くなっているが、陳情がオンラインでできるというPR活動をされたから多いのか、また、オンライン申請ができることになったことを県民の皆様にお示ししたのか。
- **応答** 議会のホームページでは、申請(陳情の提出)がオンラインでできる 旨、記載しているが、特段の対応は行っていない。

コロナ禍において、県全体として、対面ではなくて、電子申請等で手続きを進めていく中で、県全体としてのPRは、様々な媒体を通じて行って

いた。そういった中で、議会における陳情の電子申請も、ホームページ上でPRしている。

- **質 疑** 県民の利便性といった意味で、電子申請は理解できるが、受理する側の 手間や、手続上の仕事量について、変化した部分や課題はあるのか。
- **応答** 職員の業務量は大きく違わないと感じている。

電子申請の場合は、受付した電子申請を文書として出力して、陳情書の様式に加工する作業があるが、形式要件の審査はしやすくなっているので、そこまで業務量が増えたという形ではない。

- 質 疑 電子申請を始めて4、5年で、受付件数が3件(令和4年度)、2件 (令和5年度)と1桁台になっているが、これは、陳情に不備があって、 こういった件数になったのか。
- 応 答 令和5年度は年度途中であり、これから増えていく可能性はある。 令和4年度は、たしかに件数は少ないが、システムが変更された関係 で、県全体で申請件数が減ったと承知している。
- **質 疑** オンライン化の導入を検討する上で、県民の利便性向上は、当然、大事なことであるが、職員の業務内容のことも関係していくと考えている。 業務全体としては変わらないという認識でよいか。
- **応答** 総合的にみると、業務は大きく増えていない。

実際に、陳情の方が来庁されて、対面で陳情書を受け付ける際には、初 見で形式要件の確認等を行うため、相応の時間を要している。

一方で、電子申請の場合は、申請者(陳情者)が申請画面に従って、所定の場所に、所定の内容を入力しており、デジタルによる形式要件の確認は早いので、電子申請か対面か、どちらかというよりも、それぞれメリット・デメリットがあると思っている。

- 質 疑 陳情は、電子メールで受け付けているのか。
- **応答** メールでは受け付けていない。
- **質 疑** 電子申請の導入に当たり、費用や予算はどれくらいか。 また、ほかの県議会でも事例があって、それを参考にして福岡県議会で 対応されたということがあれば、教えてほしい。
- **応答** 既存のシステムを活用しているので、費用はかかっていない。

なお、陳情の電子申請に当たっては、申請フォームを作成する必要があり、県の情報システム所管課に相談の上、既存のフォームを基に陳情用のフォームを作成するといった程度の手間はあった。

また、他の議会の事例は参考としていない。県の情報システム所管課と の調整により、陳情の電子申請を行うこととした。

- **質 疑** 陳情の電子申請が可能となり、いわゆる県民全体の福祉に関わることではなくて、個人的な問題に関わる陳情が増えるなど、陳情の内容に何か変化はあったか。
- **応 答** 電子申請により、簡単に陳情書を提出することができるようになったことから、内容に変化があったように感じている。







- (7) 委員長挨拶
- (8) 議場視察



(9) 調査結果

当県議会では、地方自治法の一部改正に伴い、議会における手続のオンライン化等への対応について検討する予定となっている。

一方、福岡県議会では、県民の利便性向上や、新型コロナウイルス等感染症蔓延防止の観点から、国及び県で取り組んでいる行政手続のオンライン化について、県議会としても推進していくべきとの考えから、令和3年2月から陳情のオンライン受付について検討を行い、関係規程等を改正しているところである。また、令和3年4月から県議会ホームページで陳情のオンライン受付の運用を開始しているところである。

なお、手続のオンライン化に係る検討を行った令和3年時点では、請願は文書により行うことが法に規定されていたため、オンライン化の導入に係る検討を見送っているとのことであったが、地方自治法の一部改正に伴い、請願をオンライン化する場合には、請願書の紹介議員の署名に代わる手段の検討が必要となることから、他県等の状況を注視し、対応していくとのことであった。

また、陳情のオンライン化に当たっては、既存のシステム(ふくおか電子申請サービス)を活用しており、費用をかけずオンライン申請を導入することができたとのことであった。陳情書の提出をオンライン化することによって、受付時点での形式要件の不備が少なくなる効果があるとのことであったが、一方で、申請者がメールで送付された補正指示に気づかない場合に、時間を要することがあるとのことであった。

福岡県議会は、陳情の取扱いについて常任委員会等への回付としており、陳情の審査を行っている当県と取扱いが異なる。当県の状況と比較しながら、オンライン申請の具体的な方法を確認することで、イメージとして捉えていた議会手続のオンライン化がより明確なものとなり、理解をさらに深めることができた。

これら福岡県議会における議会運営及び議会における手続のオンライン化に関する 取組等は、今後、当県議会において、議会運営及び議会における手続のオンライン化 を検討する上で、参考となった。